

2. 中心市街地の位置及び区域 略
3. 中心市街地の活性化の目標 略
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 略
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項
 [1]～[2] 略
 (1) 略
 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

2. 中心市街地の位置及び区域 略
3. 中心市街地の活性化の目標 略
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 略
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項
 [1]～[2] 略
 (1) 略
 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：五老内町地区暮らし・にぎわい再生事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：曾根田西地区暮らし・にぎわい再生事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：仲間町地区暮らし・にぎわい再生事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：上町地区暮らし・にぎわい再生事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：児童公園周辺整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：児童公園遊具整備事業 事業内容 児童公園整備事業に伴う遊具の更新 実施時期：	福島市	児童公園の整備に合わせ、老朽化した遊具を更新し、来園した児童等が安全・安心に施設を利用できることで賑わいの創出に寄与する事業である。	支援措置の内容 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(福島市中心市街地	

事業名内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：五老内町地区暮らし・にぎわい再生事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：曾根田西地区暮らし・にぎわい再生事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：仲間町地区暮らし・にぎわい再生事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：上町地区暮らし・にぎわい再生事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：児童公園周辺整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：児童公園遊具整備事業 事業内容 児童公園整備事業に伴う遊具の更新 実施時期：平成25年度	福島市	児童公園の整備に合わせ、老朽化した遊具を更新し、来園した児童等が安全・安心に施設を利用できることで賑わいの創出に寄与する事業である。	支援措置の内容 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	

平成24年度			区))	
			実施時期 平成 24 年度	

- (2) ② 略
(3) 略
(4) 略
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 略
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 略
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
[1] ~ [2] 略
(1) 略
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：福島駅西口駅前広場再整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：高質空間形成施設・福島駅東口バスプール 事業内容 バス乗降所改良、バス乗降所上屋設置、歩行支援施設 実施時期： 平成24年度～平成26年度	福島市	福島駅東口バスプールは、乗降所とバスプールの段差が大きく、乗降に支障を来しているほかノンステップバス等の普及によるバス低床化により、停車時のバス寄せに支障を来しているため、段差及びバスプールの曲線部を改良することにより、安全な乗降環境を整備する。 また、乗降所へ上屋を新設することにより降雨積雪時の転倒などを防止し、高齢者等の乗降環境を改善するとともに、バスの走行安全性の確保により、公共交通機関の利用促進を図ることで回遊性の向上に寄与する事業である。	支援措置の内容 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(福島市中心市街地地区)) 実施時期 平成 24 年度～平成 26 年度	
事業名：まちなか循環周遊バス社会実験 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：まちなか自転車	(略)	(略)	(略)	(略)

			実施時期 平成 25 年度	
--	--	--	------------------	--

- (2) ② 略
(3) 略
(4) 略
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 略
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 略
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
[1] ~ [2] 略
(1) 略
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：福島駅西口駅前広場再整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：高質空間形成施設・福島駅東口バスプール 事業内容 バス乗降所改良、バス乗降所上屋設置、歩行支援施設 実施時期： 平成25年度～平成26年度	福島市	福島駅東口バスプールは、乗降所とバスプールの段差が大きく、乗降に支障を来しているほかノンステップバス等の普及によるバス低床化により、停車時のバス寄せに支障を来しているため、段差及びバスプールの曲線部を改良することにより、安全な乗降環境を整備する。 また、乗降所へ上屋を新設することにより降雨積雪時の転倒などを防止し、高齢者等の乗降環境を改善するとともに、バスの走行安全性の確保により、公共交通機関の利用促進を図ることで回遊性の向上に寄与する事業である。	支援措置の内容 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(福島市中心市街地地区)) 実施時期 平成 25 年度～平成 26 年度	
事業名：まちなか循環周遊バス社会実験 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：まちなか自転車	(略)	(略)	(略)	(略)

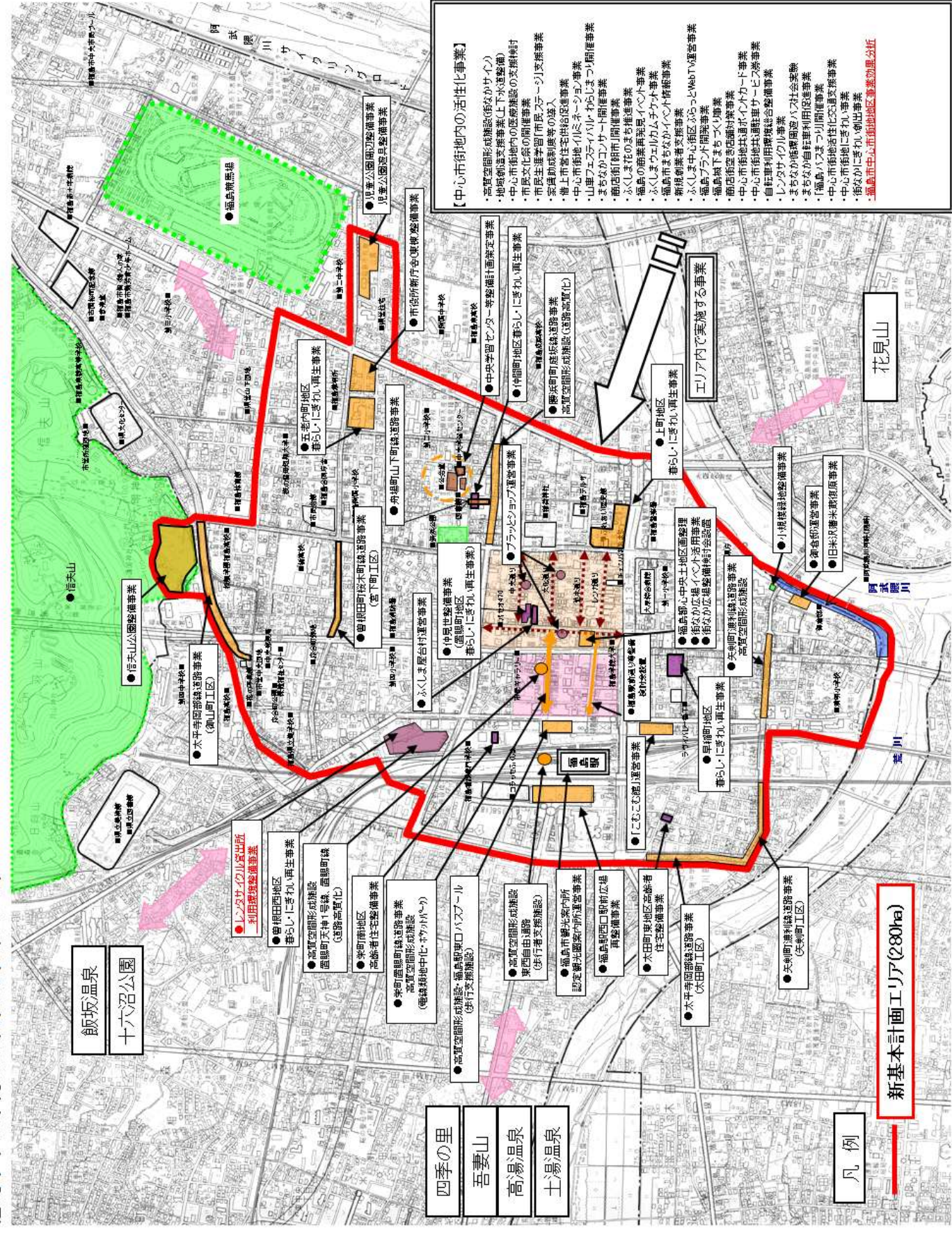
利用促進事業 (略)				
事業名: <u>レンタサイクル貸出所利用環境整備事業</u> 事業内容 <u>レンタサイクル貸出所整備</u> 実施時期: <u>平成26年度</u>	福島市	<u>福島駅の北側に位置する公共施設「アクティブシニアセンター」のオープンに合わせ、仮設貸出所として増設していたレンタサイクル貸出所について、設置場所が定着し利用者も増加していることから、本格運用を行うため貸出所の利用環境整備を実施し、レンタサイクルの利用者の利便性と中心市街地の回遊性を向上させ活性化に寄与する事業である。</u>	<u>支援措置の内容</u> <u>社会資本整備</u> <u>総合交付金</u> (都市再生整備計画事業(福島市中心市街地地区)) <u>実施時期</u> <u>平成26年度</u>	
事業名: <u>福島市中心市街地地区事業効果分析</u> 事業内容 <u>歩行者・自転車通行量調査</u> <u>調査地点数 9地点</u> 実施時期: <u>平成26年度</u>	福島市	<u>中心市街地の主要な調査地点について歩行者・自転車通行量調査を実施し、目標を定量化する指標とその数値目標の達成状況等を把握するとともに要因分析を行い、交付金事業の成果を踏まえた今後のまちづくり方策を策定していくものとして必要な事業である。</u>	<u>支援措置の内容</u> <u>社会資本整備</u> <u>総合交付金</u> (都市再生整備計画事業(福島市中心市街地地区)) <u>実施時期</u> <u>平成26年度</u>	

- (2) ② 略
- (3) 略
- (4) 略

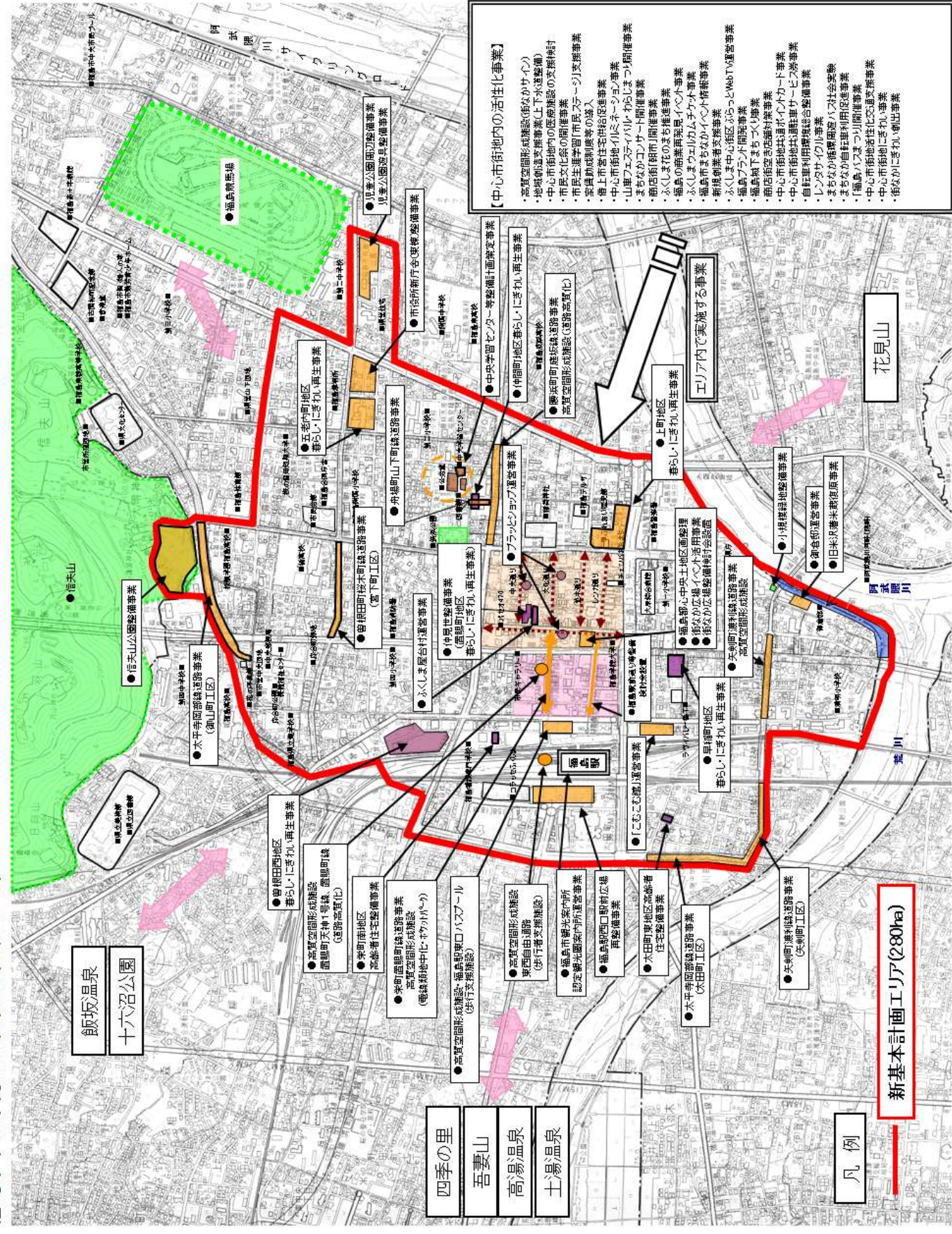
利用促進事業 (略)				
<u>新規追加</u>				
<u>新規追加</u>				

- (2) ② 略
- (3) 略
- (4) 略

4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所
福島市中心市街地活性化基本計画区域



4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所
福島市中心市街地活性化基本計画区域



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1]～[3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

①市街地の整備改善のための事業

- 1 栄町置賜町線道路事業
- 2 矢剣町渡利線道路事業（※清明町工区）
- 3 腰浜町町庭坂線道路事業
- 4 舟場町山下町線道路事業
- 5 高質空間形成施設
- 6 地域創造支援事業
- 7 旧米沢藩米蔵復原事業
- 8 福島駅前通り等整備検討会設置
- 9 街なか広場整備検討会設置

10 福島都心中央土地区画整理事業

11 中央学習センター等整備計画策定事業

12 信夫山公園整備事業

13 曾根田町桜木町線道路事業（宮下町工区）

14 太平寺岡部線道路事業（御山町工区）

15 小規模緑地整備事業

16 太平寺岡部線道路事業（太田町工区）

17 矢剣町渡利線道路事業（矢剣町工区）

②都市福利施設を整備する事業

- 18 五老内町地区暮らし・にぎわい再生事業
- 19 曾根田西地区暮らし・にぎわい再生事業
- 20 早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業
- 21 仲間町地区暮らし・にぎわい再生事業
- 22 上町地区暮らし・にぎわい再生事業
- 23 児童公園周辺整備事業
- 24 児童公園遊具整備事業
- 25 中心市街地内の医療施設の支援検討
- 26 市民文化祭の開催事業
- 27 市民生涯学習「市民ステージ」支援事業
- 28 「こむこむ館」運営事業

③街なか居住の推進のための事業

- 29 家賃助成制度等の導入
- 30 太田町東地区高齢者住宅整備事業
- 31 栄町南地区高齢者住宅整備事業
- 32 借上市営住宅供給促進事業

④商業の活性化のための事業

- 33 仲見世整備事業、置賜町地区暮らし・にぎわい再生事業
- 19 曾根田西地区暮らし・にぎわい再生事業（再掲）
- 34 中心市街地イルミネーション事業
- 35 山車フェスティバル・わらじまつり開催事業

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1]～[3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

①市街地の整備改善のための事業

- 1 栄町置賜町線道路事業
- 2 矢剣町渡利線道路事業（※清明町工区）
- 3 腰浜町町庭坂線道路事業
- 4 舟場町山下町線道路事業
- 5 高質空間形成施設
- 6 地域創造支援事業
- 7 旧米沢藩米蔵復原事業
- 8 福島駅前通り等整備検討会設置
- 9 街なか広場整備検討会設置

10 福島都心中央土地区画整理事業

11 中央学習センター等整備計画策定事業

12 信夫山公園整備事業

13 曾根田町桜木町線道路事業（宮下町工区）

14 太平寺岡部線道路事業（御山町工区）

15 小規模緑地整備事業

16 太平寺岡部線道路事業（太田町工区）

17 矢剣町渡利線道路事業（矢剣町工区）

②都市福利施設を整備する事業

- 18 五老内町地区暮らし・にぎわい再生事業
- 19 曾根田西地区暮らし・にぎわい再生事業
- 20 早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業
- 21 仲間町地区暮らし・にぎわい再生事業
- 22 上町地区暮らし・にぎわい再生事業
- 23 児童公園周辺整備事業
- 24 児童公園遊具整備事業
- 25 中心市街地内の医療施設の支援検討
- 26 市民文化祭の開催事業
- 27 市民生涯学習「市民ステージ」支援事業
- 28 「こむこむ館」運営事業

③街なか居住の推進のための事業

- 29 家賃助成制度等の導入
- 30 太田町東地区高齢者住宅整備事業
- 31 栄町南地区高齢者住宅整備事業
- 32 借上市営住宅供給促進事業

④商業の活性化のための事業

- 33 仲見世整備事業、置賜町地区暮らし・にぎわい再生事業
- 19 曾根田西地区暮らし・にぎわい再生事業（再掲）
- 34 中心市街地イルミネーション事業
- 35 山車フェスティバル・わらじまつり開催事業

- 36 まちなかコンサート開催事業
- 37 商店街「朝市」開催事業
- 38 ふくしま花のまち推進事業
- 39 福島の商業再発見イベント事業
- 40 ふくしまウェルカムチケット事業
- 41 福島市まちなかイベント情報事業
- 42 中心市街地にぎわい事業
- 43 新規創業者等支援事業
- 44 街なかにぎわい創出事業
- 45 福島市観光案内所、認定観光圏案内所運営事業
- 46 ふくしま中心街区ぶらっと WebTV 運営事業
- 47 ブラットショップ運営事業
- 48 福島ブランド開発事業
- 49 ふくしま屋台村運営事業
- 50 御倉邸運営事業
- 51 福島城下まちづくり事業
- 52 商店街空き店舗対策事業
- 53 街なか広場イベント活用事業
- 54 中心市街地共通ポイントカード事業
- 55 中心市街地共通駐車サービス券事業
- ⑤ 4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業
- 56 自転車利用環境総合整備事業
- 57 福島駅西口駅前広場再整備事業
- 58 レンタサイクル事業
- 59 市役所新庁舎(東棟)整備事業
- 60 まちなか循環周遊バス社会実験
- 61 まちなか自転車利用促進事業
- 6.2 レンタサイクル貸出所利用環境整備事業
- 6.3 「福島バスまつり」開催事業
- 6.4 中心市街地活性化交通支援事業
- 6.5 福島市中心市街地地区事業効果分析

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 略

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「3. 中心市街地活性化の目標」 (P. 75~95) に記載。
	認定の手続	「9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」 <u>(P. 135~144)</u> に記載。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」 (P. 70~74) に記載

- 36 まちなかコンサート開催事業
- 37 商店街「朝市」開催事業
- 38 ふくしま花のまち推進事業
- 39 福島の商業再発見イベント事業
- 40 ふくしまウェルカムチケット事業
- 41 福島市まちなかイベント情報事業
- 42 中心市街地にぎわい事業
- 43 新規創業者等支援事業
- 44 街なかにぎわい創出事業
- 45 福島市観光案内所、認定観光圏案内所運営事業
- 46 ふくしま中心街区ぶらっと WebTV 運営事業
- 47 ブラットショップ運営事業
- 48 福島ブランド開発事業
- 49 ふくしま屋台村運営事業
- 50 御倉邸運営事業
- 51 福島城下まちづくり事業
- 52 商店街空き店舗対策事業
- 53 街なか広場イベント活用事業
- 54 中心市街地共通ポイントカード事業
- 55 中心市街地共通駐車サービス券事業
- ⑤ 4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業
- 56 自転車利用環境総合整備事業
- 57 福島駅西口駅前広場再整備事業
- 58 レンタサイクル事業
- 59 市役所新庁舎(東棟)整備事業
- 60 まちなか循環周遊バス社会実験
- 61 まちなか自転車利用促進事業
- 6.2 「福島バスまつり」開催事業
- 6.3 中心市街地活性化交通支援事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 略

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「3. 中心市街地活性化の目標」 (P. 75~95) に記載。
	認定の手続	「9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」 <u>(P. 134~143)</u> に記載。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」 (P. 70~74) に記載

	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」 <u>(P. 135～144)</u> に記載。			4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」 <u>(P. 134～143)</u> に記載。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」 <u>(P. 145～152)</u> に記載。			中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」 <u>(P. 144～151)</u> に記載。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他の中心市街地の活性化に関する重要な事項」 <u>(P. 153～158)</u> に記載。			その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他の中心市街地の活性化に関する重要な事項」 <u>(P. 152～157)</u> に記載。
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の現に相当程度寄与するものと認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」 <u>(P. 96～134)</u> に記載。		第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものと認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」 <u>(P. 96～133)</u> に記載。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	事業ごとに掲載した「目標達成のための位置付け及び必要性」 <u>(P. 96～134)</u> に記載。 *4.～8.を参照			基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	事業ごとに掲載した「目標達成のための位置付け及び必要性」 <u>(P. 96～133)</u> に記載。 *4.～8.を参照
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	事業ごとに掲載した「実施主体」 <u>(P. 96～134)</u> に記載。 *4.～8.を参照		第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	事業ごとに掲載した「実施主体」 <u>(P. 96～133)</u> に記載。 *4.～8.を参照
	事業の実施スケジュールが明確であること	事業ごとに掲載した「実施時期」 <u>(P. 96～134)</u> に記載。 *4.～8.を参照			事業の実施スケジュールが明確であること	事業ごとに掲載した「実施時期」 <u>(P. 96～133)</u> に記載。 *4.～8.を参照